

令和8年度
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
関する区域について

茨 城 県

報告事項 鳥獣保護区等の概要

1 目 的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域を指定する。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため 必要があると認められ る地域を指定。	・ 狩猟の禁止 ※許可捕獲は可	10 年 ※更新可
特定猟具使用 禁止区域 (法第 35 条)	狩猟に伴う危険を予防 し、静穏を保つため特定 の猟具(銃)を使用した 捕獲を禁止する地域を 指定。	・ 特定の猟具(銃)を使用 した捕獲の禁止	20 年 ※更新可

2 鳥獣保護区等の指定状況(箇所数)

区 分	R8. 4. 1 時点	令和 8 年度指定 (案)					R8. 11. 1 ～
		新設	更新	廃止	うち 区域 拡大	うち 区域 縮小	
鳥獣保護区	78	0	3	0	0	0	78
特定猟具使用 禁止区域 (銃)	219	0	15	0	2※	0	219

※区域拡大 1 箇所については、境界線の変更はなく、面積再計算によるもの

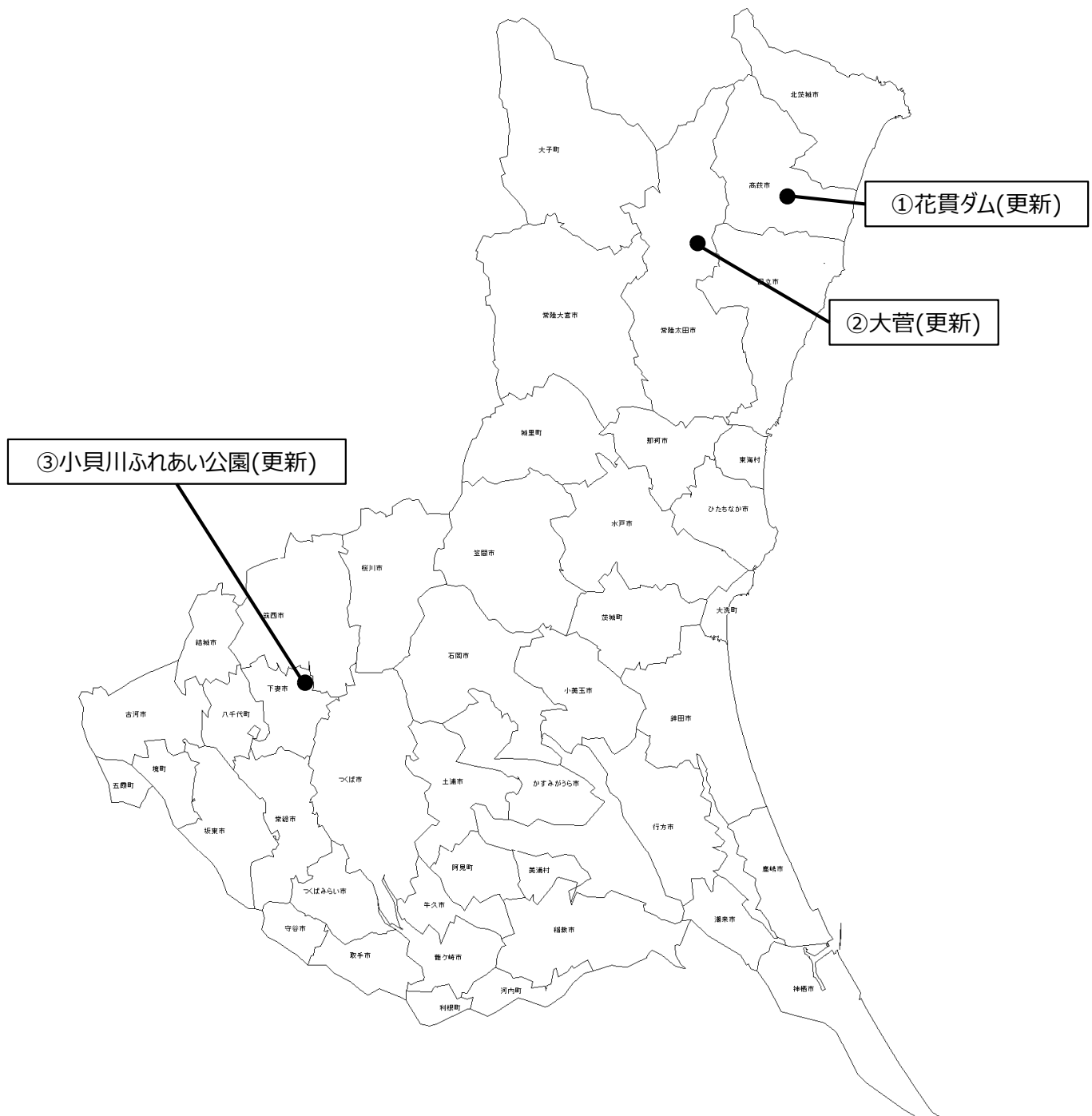
令和 8 年度鳥獣保護区の設定等に関する計画

1 鳥獸保護区 (更新)

番号	名称	所在地	面積(ha)	存続期間	備考
①	花貴ダム	高萩市	29	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	
②	大菅	常陸太田市	325	同上	
③	小貝川ふれあい公園	下妻市	103	同上	
	計	3 か所	457		

令和 8 年度鳥獣保護区指定位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



各鳥獣保護区の概要

— 省略 —

令和8年度特定猟具使用禁止区域（銃）の設定等に関する計画

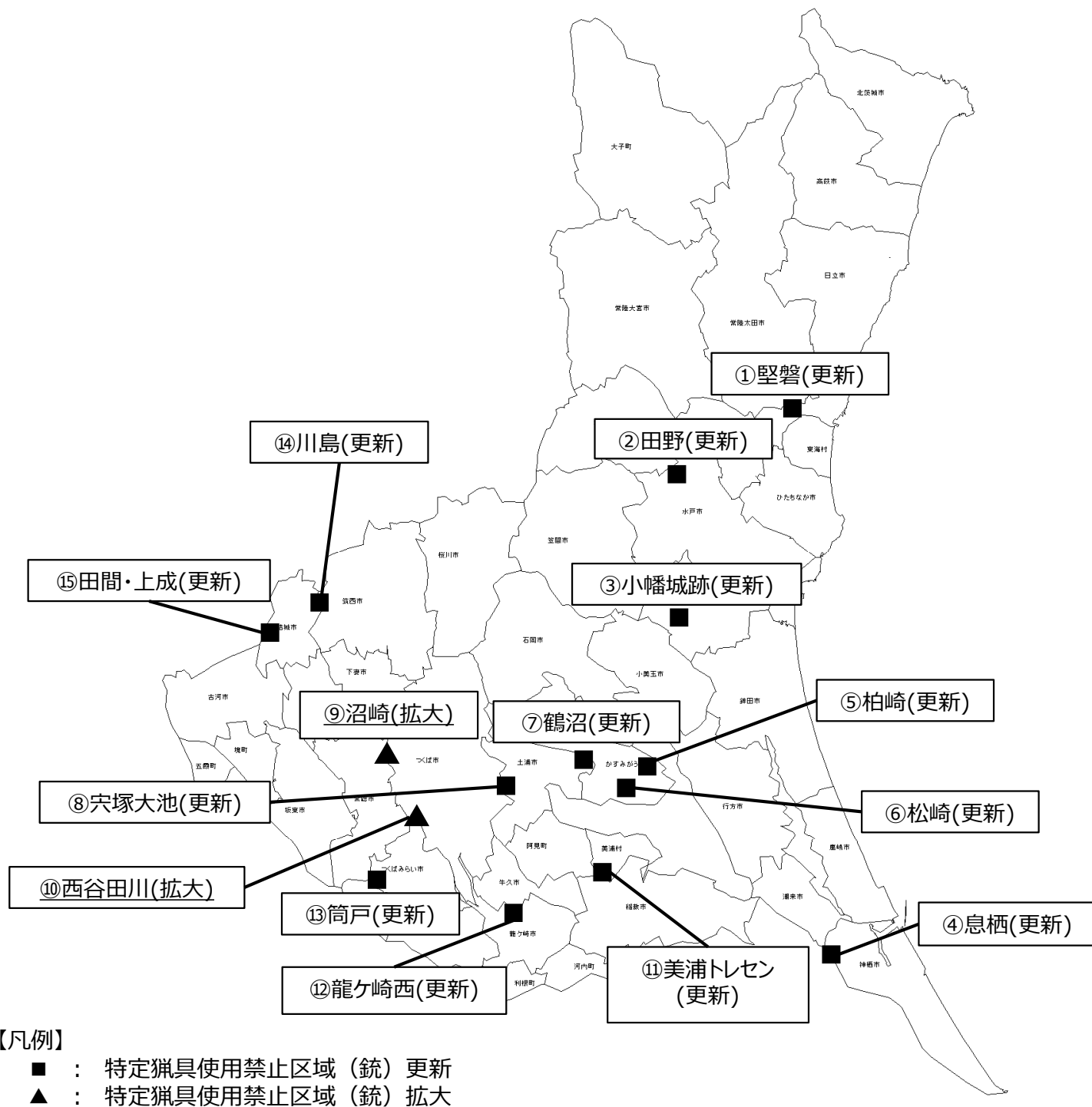
2 特定猟具使用禁止区域（銃）（更新）

番号	名 称	所在地	面積(ha)	存続期間	備 考
①	堅磐	常陸太田市	186	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	
②	田野	水戸市	240	同上	
③	小幡城跡	茨城町	149	同上	
④	息栖	神栖市	58	同上	
⑤	柏崎	かすみがうら市	100	同上	
⑥	松崎	かすみがうら市	11	同上	
⑦	鶴沼	土浦市、かすみがうら市	271	同上	
⑧	穴塚大池	土浦市、つくば市	226	同上	
⑨	沼崎	つくば市	57	同上	拡大面積2ha ※
⑩	西谷田川	つくば市、つくばみらい市	2,234	同上	拡大面積1ha
⑪	美浦トレセン	美浦村、稲敷市	300	同上	
⑫	龍ヶ崎西	龍ヶ崎市	1,221	同上	
⑬	筒戸	つくばみらい市	141	同上	
⑭	川島	筑西市、結城市	290	同上	
⑮	田間・上成	結城市	320	同上	
計		15か所	5,804		

※拡大は、境界線の変更はなく、面積再計算によるもの

令和8年度特定猟具使用禁止区域（銃）指定位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



各特定猟具使用禁止区域（銃）の概要

— 省略 —